

土浦市民活動情報サイト「こらぼの」利用規約

(規約の趣旨)

第1条 この規約は、土浦市（以下「市」という。）が提供する土浦市民活動情報サイト「こらぼの」（以下「本サイト」という。ただし、様式の名称を除く。）に係る登録団体の利用及び登録条件について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において「登録団体」とは、本規約を承諾し、登録の申請を行い、かつ、市の承認を受けたものをいう。

(登録申請)

第3条 本サイトには、1団体につき1件のみの登録ができるものとする。

2 登録団体の申請ができるものは、市内で活動している非営利団体のうち、次に掲げるものとする。

(1) 特定非営利活動法人

(2) ボランティア団体

(3) まちづくり市民会議・地区市民委員会

(4) 町内会・自治会

(5) 同好会・サークル

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録団体として認めるもの

3 本サイトに登録しようとするものは、土浦市民活動情報サイト「こらぼの」登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、結果について通知しなければならない。

(ID及びパスワードの管理)

第4条 登録団体は、本サイトに登録したID及びパスワードにつき自ら責任をもって管理しなければならない。

2 登録団体は、本サイトのID及びパスワードの譲渡、名義変更、売買などを行うことができない。

3 市は、本サイトのID及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の責任を一切負わないものとする。

(登録情報)

第5条 本サイトに登録しようとする者は、申請する情報の全ての項目に関して、虚偽の申告をしてはならない。

2 市は、登録情報を所有し、個人が特定できる情報については本サイト登録団体による明示の承諾によるものを除き、一切外部への提供は行わないものとする。

3 登録団体は、団体名、代表者、団体の連絡先、団体区分、活動分野の登録情報等に変更が生じた場合は、土浦市民活動情報サイト「こらぼの」登録変更届（様式第2号）により速やかに市長に届け出るものとする。

（登録団体の禁止事項）

第6条 登録団体は、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

（1）公序良俗に反する行為

（2）法令に違反する行為

（3）他の登録団体又は第三者の著作権を侵害する行為

（4）他の登録団体又は第三者を誹謗又は中傷する行為

（5）他の登録団体又は第三者に不利益を与える行為

（6）選挙運動又はこれに類似する行為

（7）政治活動、宗教活動、営利活動又はこれらに類似する行為

（8）前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と判断する行為

（著作権等）

第7条 登録団体は、事前に市長又は著作権者の特段の許諾がある場合を除き、原則として、本サイトを通じて提供される著作物を、著作権法（昭和45年法律第48号）で定める私的使用の範囲内でのみ利用するものとする。

（本サイト登録団体の登録の取消し）

第8条 市長は、登録団体に次に掲げる行為があった場合は、その登録を取り消すことができる。

（1）登録団体ID名又はパスワードの不正使用

（2）本規約に係る違反行為

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が不正と認める行為

2 市は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

3 登録団体は、前項の規定により登録を抹消されたときは、本サイトで保有する全ての権利を失う。

（登録廃止）

第9条 登録団体は、登録を廃止しようとするときは、土浦市民活動情報サ

イト「こらぼの」登録廃止届（様式第3号）を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の廃止届の提出があったときは、当該登録団体の登録を廃止するものとする。

（利用料金）

第10条 本サイトへの団体登録及びサービスの利用は、無料とする。ただし、インターネットへの接続に要する費用及び公開情報の作成に要する費用は、各団体の負担とする。

（サービスの中断，停止）

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録団体の承諾なしにサービスの一部又は全部を一時中断又は停止することができる。

（1）本サイトのシステム（以下「本システム」という。）の定期保守及び更新並びに緊急の場合

（2）火災，停電，天災などの不可抗力により，サービスの提供が困難な場合

（3）インターネットを通じての不正な侵入により，サービスの提供が困難な場合

（4）前3号に掲げるもののほか，不測の事態により市がサービスの提供を困難と判断した場合

2 前項の一時中断又は停止により登録団体に不利益又は損害が発生した場合であっても，市は，その不利益又は損害に対して責任を負わないものとする。

（サービス内容の変更，追加，中止）

第12条 市は，登録団体の承認なしに，サービスの内容を変更，追加又は中止することができる。

2 前項の変更，追加又は中止により登録団体に不利益又は損害が発生した場合であっても，市は，その不利益又は損害に対して責任を負わないものとする。

（本システムの停止）

第13条 市は，一定の予告期間をもって本システムを停止することができる。

（市の免責）

第14条 市は，理由のいかんを問わず，本サイトの提供が遅延し，又は中断したことに起因して登録団体又は第三者が被った損害について，一切の責任を負わないものとする。

- 2 市は、登録団体が本サイトの利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について、一切の保証責任を負わないものとする。
- 3 市は、前項の情報等に起因して生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 4 本サイトを通じて提供される情報（写真等も含む）に関し、登録団体と他の登録団体又は第三者と紛争が生じた場合、登録団体は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、市に損害を与えないようにしなければならない。

（管轄裁判所）

第15条 本サイトの利用に関して、市と登録団体との間に、訴訟の必要性が生じた場合は、水戸地方裁判所土浦支部を第一審の専属的管轄裁判所とする。

（規約内容の変更）

第16条 市長は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本規約内容の一部を登録団体への通告なしに変更することができる。

付 則

この規約は、平成25年8月1日から施行する。